

函館市認知症サポーター養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第3項第3号および認知症サポーター等養成事業実施要綱（平成18年7月12日老計発第0712001号厚生労働省老健局計画課長通知別添）に基づき、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、函館市とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つものであって、市が適当と認めた者とする。

(事業内容)

第4条 本事業は、キャラバン・メイト養成研修を受講した者（以下「キャラバン・メイト」という。）に委託して行い、認知症サポーター養成講座は、下記のカリキュラムを内容とする概ね90分程度の研修とする。

研 修 内 容	標準時間
認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）、早期診断・治療の重要性、権利擁護等	60分
認知症の人への対応、家族の支援、サポーターとしてできること等	30分

(計画書)

第5条 研修を開催しようとするキャラバン・メイトは、市に対し研修の実施計画書を提出しなければならない。

(認知症サポーターカードの交付)

第6条 認知症サポーター養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、認知症サポーターの証となる「認知症サポーターカード」を原則無料で交付するものとする。

(報告書)

第7条 キャラバン・メイトは、研修終了後速やかに、市に報告書を提出しなければならない。

(報告)

第8条 市は、キャラバン・メイトから提出された実施計画書および報告書について、全国キャラバン・メイト連絡協議会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、保健福祉部高齢福祉課家族介護支援・認知症担当に置くものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。